

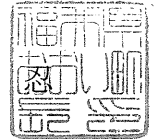


おおい町告示第 43 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本町の字の区域を変更したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成26年 3 月14日

おおい町長 時 岡



次の区域を大島 28 字東宮留に編入する。

大字	字	地番
大島	28 字東宮留 26 番地先	27

次の区域を大島 33 字大坪に編入する。

大字	字	地番
大島	33 字大坪 108 番地先から 33 字大坪 109 番地先	149

次の区域を大島 44 字畠田に編入する。

大字	字	地番
大島	44 字畠田 50 番地先	82